

## 別 紙

### 新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援事業実施要領

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱（令和2年5月22日付け2医第66号、2医看第47号、2保疾第214号）に定める、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援事業は次により実施する。

#### 第1 一般病床等で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院

##### （1）内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条第1項ただし書の規定により、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項各号に規定される病床の種別のうち、精神病床、結核病床、療養病床及び一般病床において患者を受け入れた病院に予算の範囲内で協力金を支給する。

##### （2）協力金の算定基礎とする期間

令和2年4月1日～9月30日の間

##### （3）協力金の算定

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱に定める金額により協力金を支給する。

##### （4）重症者受入加算の対象

別表に規定する状態の患者とする。

##### （5）協力金の支給

協力金の支給後、（2）の間において、最大受入病床数が増加した場合は、既に支給を受けた協力金の算定基礎となった最大受入病床数との差に応じ、協力金の支給を受けることができる。

#### 第2 診療所

##### （1）内容

新型コロナウイルス感染症への対応を要因として休業した診療所に予算の範囲内で協力金を支給する。

##### （2）協力金の支給の条件となる要因

- ① 新型コロナウイルス感染症による院内感染が発生し休業した場合
- ② 医療従事者が新型コロナウイルスに感染し休業した場合
- ③ 医療従事者が新型コロナウイルスに曝露し休業した場合
- ④ ②、③については、診療所において医療の提供を行った場合の他、別途、地域に

において確保している発熱外来、PCRセンター等において、医療従事者が従事した場合を含む。

(3) 協力金の算定

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱に定める金額により協力金を支給する。

附則（令和2年5月22日 2医第68号）

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

(別表) 重症者受入加算の対象患者

下記のうち、重症に区分される状態の患者を重症者受入加算の対象とする。

疾患等種別	重症	中等症	無症状・軽症
呼吸器疾患	次のいずれかの状態にある者 ・人工呼吸器管理が必要とされる者 ・ECMOが必要とされる者	酸素投与を必要とする者	酸素投与を必要としない者
精神疾患	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく措置入院者及び医療保護入院者	その他、精神病床に入院する者	その他、精神病床に入院する者
透析医療	透析治療を受ける者	—	—
小児医療 (0-14歳)	次のいずれかの状態にある医療的ケア児 ・免疫抑制状態 ・酸素投与 ・人工呼吸器管理 等	—	—
周産期医療	次のいずれかの状態にある分娩リスクを有する妊産婦 ・30週未満早産 ・前置癒着胎盤 ・胎児異常 ・重症母体合併症 等	—	—